いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



背景

・平成29年3月に学校の設置者及び学校(以下「学校等」という。)におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、<u>平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。</u>

⇒今回の改訂により、**重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化**。**円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児 童生徒や保護者等に寄り添った対応**を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未 然防止・平時からの備えを記載 【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって<u>平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応</u>をとるよう必要な取組を記載

〇学校等のいじめにおける基本的 姿勢を追記 [第3章]

・重大事態調査を実施する際は、<u>詳細な事実</u> 関係の確認、実効性のある再発防止策の検討 等の視点が重要であること、犯罪行為として 取り扱われるべきいじめ等であることが明ら かであり、学校だけでは対応しきれない場合 は直ちに警察への援助を求め、連携して対応 することが必要であることを明記

〇児童生徒・保護者からの申立て があった際の学校の対応について 追記 [第4章]

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、<u>早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認</u>を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

〇第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示 【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる 事案、保護者の不信感が強い事案など<u>調査組</u> 織の中立性・公平性を確保する必要性が高い ケースを具体化するとともに、<u>第三者の考え</u> 方を整理して詳細に記載

〇(加害児童生徒を含む)児童 生徒等への事前説明の手順、説 明事項を詳細に説明 [第7章]

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう<u>事前説明の手順、説明事項を詳</u>細に記載

〇重大事態調査で調査すべき調査項 目を明確化 [第8章]

- ・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示す とともに、調査に当たっての<u>留意事項(聴き取り</u> 等の実施方法、児童生徒へのフォロー等)を記載
- ・調査報告書作成に係る共通事項(事実経過や再 発防止策等)を明記

(その他)・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施

- ・重大事態対応におけるチェックリストを作成
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月)」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化